明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（国土交通二）　一
〔告　示〕
○道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域（国土交通二八）　四
○開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域（同二九）　五
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　五
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○国土交通省令第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十八日

国土交通大臣臨時代理　国務大臣　山本　有二

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、六〇〇	六六〇	四四〇	三五〇	三〇〇
第二種電柱	一本につき一年	二、四〇〇	一、〇〇〇	六六〇	四七〇	四〇〇
第三種電柱	一本につき一年	三、三〇〇	一、四〇〇	九二〇	六三〇	五四〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、四〇〇	五九〇	四〇〇	三一〇	二七〇
第二種電話柱	一本につき一年	二、三〇〇	九五〇	六三〇	五〇〇	四四〇
第三種電話柱	一本につき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	八七〇	六九〇	六〇〇
その他の柱類	一本につき一年	一四〇	五九	四〇	三三	二七
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一四	六	四	三	三
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	八	四	二	二	二
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、四〇〇	五八〇	三九〇	三一〇	二七〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	八五〇	三五〇	二四〇	一九〇	一六〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物						